

9. メディアにおける男女共同参画の推進

資料1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等</p>	<p>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等</p> <p>○メディアにおける男女共同参画の推進</p> <p>①性・暴力表現や固定的な性別役割分担意識に基づく表現などの改善の観点から、企画、制作、編集などメディアのあらゆる段階、特に方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。</p> <p>②メディアにおける討論や情報発信の機会に女性が積極的に参加し、重要な役割を果たすことができるよう促す。</p> <p>③メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することを期待する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)</p> <p>○ 平成21年度「メディアにおける女性の参画に関する調査」を実施し、調査結果を専門的見地から分析した結果を広く周知する予定。(内閣府)</p> <p>○ 「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標(「2020年30%」の目標)達成に向け、各分野における女性の参画状況について毎年フォローアップを実施。(内閣府 H19年度～)</p> <p>○ 平成20年4月に、女性の参画をあらゆる分野で加速するため、「女性の参画加速プログラム」を策定。(内閣府)</p> <p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)(9(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)(9(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する記者懇談会を実施。(内閣府 平成21年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</p> <p>④メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、また、社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアの自主的取組を促す。</p> <p>⑤放送分野においては、「放送と人権等権利に関する委員会」が設けられているが、民間における自主的な取組が機能していない分野については、女性の人権侵害につながるメディア表現等について苦情を処理し改善を促す機能を有する第三者機関の在り方に関し、諸外国の例を研究する。</p> <p>ウ メディア・リテラシーの向上</p> <p>○メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p> <p>①メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目に晒されることが不可欠であること</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>総務省、文部科学省</p>	<p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)(9(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 「諸外国における専門職への女性の参画に関する調査」において、メディア分野を専門職の一つとして取り上げることとしており、女性の人権侵害につながるメディア表現等について苦情を処理し改善を促す機能を有する第三者機関についても併せて調査する予定である。(内閣府 平成21年度)</p> <p>○ 今後のICTメディアの健全な利用の促進を図り、子どもが安全に安心してインターネットや携帯電話等を利活用できるようにするために、ICTメディアリテラシーを総合的に育成する「ICTメディアリテラシー育成プログラム」を平成18年度に開発した。平成19年7月にこのプログラムを公開( <a 490="" 504="" 915="" 934"="" data-label="Page-Footer" href="http://www.ict-&lt;/a&gt;&lt;/p&gt; &lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;/tbody&gt; &lt;/table&gt; &lt;/div&gt; &lt;div data-bbox="> <p>2</p> </a></p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>から、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。</p> <p>○情報教育の推進</p> <p>②学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>media.net/)するとともに必要な改良を行い、普及を図っているところ。(総務省 平成18年度～)</p> <p>○放送分野におけるメディアの健全な利用の促進を図るため、主に「メディアを主体的に読み解く」能力の向上を目的として、メディアリテラシー教材の開発及び開発教材の普及啓発を図っているところ(総務省平成12年度～)</p> <p>○保護者・教職員等を対象としたインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座(e-ネット安心講座)を実施(文部科学省、総務省)</p> <p>e-ネット安心講座実施件数 平成18年度: 453件 平成19年度: 1, 089件 平成20年度: 1, 208件</p> <p>○学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」こととしている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」ことを明記(平成14年度～)。(文部科学省)(7(3)エ①に前掲)</p> <p>小学校の新学習指導要領では、「総則」に「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付ける」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。また、中学校の新学習指導要領では、「総則」に、コンピュータや情報通信ネットワークを「適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。</p> <p>高等学校の新学習指導要領では、「総則」に「適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。なお、高等学校の共通教科「情報」について、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、従来の3科目の内容を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の2科目構成(選択必履修)とした。(文部科学省 小中:平成21年度より一部先行実施、高:平成22年度より一部先行実施)</p> <p>○保護者・教職員等を対象としたインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座(e-ネット安心講座)を実施(文部科学省、総務省)</p> <p>e-ネット安心講座実施件数 平成18年度: 453件 平成19年度: 1, 089件 平成20年度: 1, 208件</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」としている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」としている。(文部科学省 平成14年度～)</p> <p>小学校の新学習指導要領では、「総則」に「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付ける」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。また、中学校の新学習指導要領では、「総則」に、コンピュータや情報通信ネットワークを「適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。</p> <p>高等学校の新学習指導要領では、「総則」に「適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。なお、高等学校の共通教科「情報」について、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、従来の3科目の内容を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の2科目構成(選択必修)とした。(文部科学省 小中:平成21年度より一部先行実施、高:平成22年度より一部先行実施)</p> <p>○ 以下のように、学校における情報モラル教育を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「情報モラル指導」モデルカリキュラムの作成(平成18年度)</li> <li>・ 指導用ガイドブック及び普及・啓発パンフレットの作成・配付(平成18年度)</li> <li>・ 情報モラル指導セミナーの開催(平成19年度)</li> <li>・ 情報モラル指導ポータルサイトの構築(平成19年度)</li> </ul>
<p>(2)国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進</p>	<p>○男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透</p> <p>①「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を国の職員に広く周知するとともに、必要に応じて改定についての検討を行う。</p> <p>○ガイドラインの他の機関への啓発</p>	<p>内閣府</p>	<p>○ 男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの配布(内閣府)</p> <p>○ 男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの改定の必要性について検討。(内閣府)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を地方公共団体、民間のメディア等に広く周知し、自主的取組を奨励する。	内閣府	○ 男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの配布(内閣府)(9(2)①に前掲)

※以下の項目については、女性に対する暴力に関する専門調査会で対応。

- (1)ア メディアにおける男女共同参画の推進のうち、
  - 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
  - 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
  - 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
- イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討の全て